

NPO活動基盤づくり補助金 オンライン説明会 ご質問への回答

	質 問	回 答
1	補助事業の実施に関するインターネット通信料について、利用期間と支払日に違いが生じる場合、どうすればよいか。	<p>補助の対象事業は、交付決定～令和7年3月31日までの期間内における事業である必要があります。 そのため、利用期間が交付決定～令和7年3月31日までのインターネット通信料を対象経費とすることができます。</p> <p>対象経費については、原則として、令和7年3月31日までに支払い、実績報告書(第5号様式)を提出していただく必要がありますが、令和7年3月31日までに提出できない場合は、実施状況報告書(第8号様式)を提出のうえ、令和7年4月15日までに実績報告書を提出していただきます。</p> <p>例えば、令和6年6月分のインターネット通信料の支払日が交付決定日以降であっても、対象経費とすることはできません。 一方、令和7年3月分のインターネット通信料の支払日が、令和7年4月15日までの場合には、令和7年4月15日までに支払いを行い、実績報告書(第5号様式)を提出することで対象経費とすることができますが、支払日が令和7年4月16日以降の場合には対象経費とすることはできません。</p>
2	委託費の支払先が個人事業主でも問題がないか。	問題ありませんが、実績報告時に必ず領収書をご提出いただく必要があります。
3	法人の活動を実施するために必要な家賃は補助対象経費になるか。	経常的な費用については、補助対象となりません。
4	これまでにも行っている通常業務の委託料については、補助対象経費になるか。	経常的な費用については、補助対象となりません。
5	補助事業の実施に必要なパソコンの購入費用について、10万円以内であれば補助対象経費になるか。	補助対象となります。
6	補助事業の実施に必要な交通費について、上限や制約などはあるか。	上限や制約はありませんが、領収書が出ない場合は、実績報告の際に、目的や経路、料金を示した明細書を提出していただく必要があります。
7	補助事業の総額が30万円を超える場合、他に法人への寄附などの収入と併せて実施することは可能か。	可能です。
8	インターネットや携帯利用料について、個人名義で契約してもよいか。	法人名義で契約する必要があります。
9	既存事業を実施する既存スタッフへの人件費については、補助対象になるか。	補助対象となりません。